

## PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介する目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースのトランザクション/M&A部担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス  
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、  
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の  
組織は分離独立した法的組織となっています。

## 3 社合併における適格判定についての公表

2009年1月30日に国税庁ホームページに、経済産業省からの照会に対する文書回答という形で、3社合併が行われた場合に税務上の適格合併に該当するかどうかの判定は個々の合併ごとに行うという見解が公表されました。昨今の厳しい経済環境の中、事業シナジーや競争力を高めるための同業者間の経営統合や企業グループ内部でのストラクチャーの最適化は今後ますます活発に行われていくものと思われませんが、複数の企業を当事者とする合併も少なからず行われていくことでしょう。こうした見解が公表されたことで3社合併の適格性の判定方法についてはある程度明確になりましたが、いまだに取扱いの不明確な論点も少なくないため、取引の実行に際しては詳細な検討が必要であると思われます。

本稿では、公表された取扱いの内容について紹介するとともに、それ以外の留意点についてもコメントしています。

## 照会内容

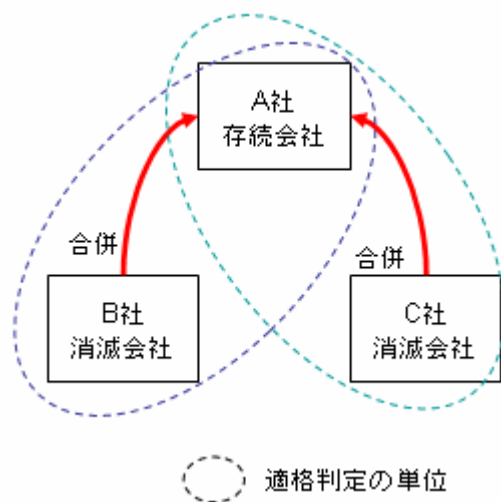
国税庁ホームページに掲載された経済産業省から国税庁に対する事前照会内容は次のとおりとなっています。

複数の法人を被合併法人とする吸収合併が同日に行われることがあります。このような吸収合併(以下「3社合併」といいます)が行われた場合、会社法の施行前(2005年5月1日以前)には、2社以上を合併消滅会社とする吸収合併は観念上可能であると解されていましたが、会社法においては、吸収合併は単一の存続会社と単一の消滅会社との間で行われるものと整理されました(会社法第2条第27号、第749条参照)。会社法第2条第27号は、吸収合併の定義を規定したのですが、この条文の書きぶりから、吸収合併において消滅会社は1社であると解されると考えられています。したがって、3社合併が行われた場合、会社法上は、合併存続会社とそれぞれの合併消滅会社との間の個別の吸収合併が行われたものとして取り扱うものと解されています。吸収合併契約書を1通にまとめることができますが、この場合であっても、会社法上は2社間での個別の吸収合併がそれぞれ行われたものと考えられています。

本事前照会は、このような3社合併が行われた場合、法人税法上の適格合併に該当するか否かを判定するにあたり、このような会社法上の考え方を踏襲して、適格判定も個々の合併ごとに適用してよいかどうかを照会したものです。また、照会文書の中では、同時に合併が行われた場合と、合併契約書上等で合併の順序が付されている場合との2つのケースについてコメントされています。

### 1. 同時合併の場合(個別に合併の順序が付されていない場合)

個々の合併ごとに適格判定を行います。たとえば、合併存続会社であるA社と消滅会社であるB社およびC社との間で同時に合併が行われた場合には、A社とB社との間の合併およびA社とC社との間の合併をそれぞれ個別に適格要件を満たすかどうかについて検討することになります。その結果、A社とB社との間の合併が適格要件を満たす一方、A社とC社との間の合併が適格要件を満たさない場合には、A社とB社との間の合併は税制適格合併として、A社とC社との間の合併は非適格合併として、それぞれ個別に取り扱われることとなります。



### 2. 合併の順序が付されている場合

吸収合併契約書上等で合併の順序が付されている場合には、適格判定は合併の順序に従って行われることとなります。たとえば、「A社とB社との合併が第1の合併として行われ、第1の合併の成立を条件としてC社との合併は第2の合併として行われる」と契約書上記載されているとします。その場合の適格判定は、A社とB社との間の合併について行った後、C社との合併についてはA社単独ではなく、B社を吸収合併した後の状態のA社とC社との間で行うこととなります。

## コメント

3 社合併が行われた場合の税制適格判定の考え方については、これまで特に公表されてはきませんでした。会社法施行前においては、合併存続会社とそれぞれの合併消滅会社との間で適格判定を行い、いずれかの合併が非適格合併となった場合には、3 社合併のすべてが非適格合併になると考えられてきたところ、会社法の施行により、適格合併になるかどうかは個々の合併ごとに判断すると考えられていたものと思います。このような考え方が公式に確認されたことは、課税の安定性の見地から望ましいものと考えます。

しかし、なお、3 社合併においては、いまだ取扱いの不明確な論点も少なくないため、実際の取引実行に当たっては十分な税務上の検討が依然として必要です。たとえば、上述されているように、合併の順序が付されている場合、適格判定はその順序に従って行われるものという見解が示されています。しかし、合併以前の個々の企業で判定した場合に規模要件を満たしていても、合併の順序が不用意に付されてしまったため、先に行われた合併当事者を結合した状態で規模要件を適用するために、後順位の合併において規模要件を満たせなくなるケースも考えられます（無論その逆の場合も考えられます）。このように、同日合併であるにもかかわらず、合併の順序が付されているか否か、どちらの合併が先に行われるのか、といったことにより、全く異なる結果になる可能性があるため、合併内容を決める際には慎重に検討する必要があるでしょう。また、取得して5年以内の関係会社との合併を行う場合には、合併存続会社ならびに合併消滅会社にかかる欠損金の引き継ぎおよび含み損の使用を制限されることがありますが、3 社合併の場合にこの判定をどのように行うのか、という論点については、この事前照会ではカバーされていません。

このように、事前照会によって公表された3 社合併の税務上の取扱いは限定的なものであり、実際の取引実行に当たっては、個別の税務上の取扱いにつき、詳細に検討する必要があることについてご留意いただきたいと思います。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

### 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

トランザクション/M&A 部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル 15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	宮川和也	03-5251-2462	kazuya.miyakawa@jp.pwc.com
	佐野勝也	03-5251-2774	masaya.sano@jp.pwc.com
	佐藤栄一	03-5251-2407	sato.eiichi@jp.pwc.com
	小野寺美恵	03-5251-2791	mie.onodera@jp.pwc.com